

第12回政策評価審議会（第16回政策評価制度部会との合同）

1. 日 時 平成30年7月27日(金)15時00分から16時20分

2. 場 所 中央合同庁舎第2号館 第1特別会議室

3. 出席者

(委員)

岡素之会長、森田朗会長代理（政策評価制度部会長）、薄井充裕委員、田中弥生委員、松浦正敬委員、白石小百合臨時委員、田辺国昭臨時委員、小野達也専門委員、岸本充生専門委員、堤盛人専門委員、堀田聰子専門委員

(総務省)

若生総務審議官、讃岐行政評価局長、白岩官房審議官、平野官房審議官、箕浦総務課長、佐々木企画課長、砂山政策評価課長、大槻評価監視官、海野評価監視官、柏尾客観性担保評価推進室長、楠原企画課企画官、須崎調査官、原屋上席評価監視調査官

4. 議 題

- 1 農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価について
- 2 行政評価局調査について
- 3 政策評価制度部会における取組状況について

5. 資 料

資料1 農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価（概要）

資料2 行政評価局調査について

資料3 政策評価制度部会における取組状況（平成30年度）

参考資料1 農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価（関連資料）

参考資料2-1 「平成30年度行政評価等プログラム」のポイント

- 参考資料 2 - 2 平成30年度行政評価等プログラム
- 参考資料 3 平成29年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告（概要）
- 参考資料 4 費用及び便益の定量化がなされている推奨事例

6. 議事録

（岡会長） 定刻となりましたので、第12回政策評価審議会及び第16回政策評価制度部会の合同会合を開会いたします。

本日は、松浦委員にはテレビ会議システムにより御出席いただいております。また、牛尾委員、田淵委員、加藤専門委員が御欠席でございます。なお、堀田専門委員は、15分ほど遅れて御出席の予定になっております。

また、事務局に人事異動がありました。事務局の新たな体制につきましては、お手元の配席図のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、議題に入りたいと思います。最初の議題は、農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価についてでございます。本件は、総務省が行う統一性・総合性確保評価のテーマであり、平成28年11月の第6回審議会において、調査の計画についてあらかじめ審議し、そして今回、その取りまとめに向けた方向性について審議するものでございます。

それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

（海野評価監視官） それでは、お手元の資料1、農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価に関する報告に基づきまして、説明申し上げます。

ただいまの御紹介にございましたとおり、本件は平成28年11月、本政策評価の計画の策定前に一度お諮りさせていただいたものでございまして、当時いただいた御意見も踏まえながら、現在、評価書を作成中でございますけれども、現時点での調査の概要ということで報告させていただくものでございます。なお、別とじの参考資料1の24、25ページに、当時の配付資料を添付させていただいております。

資料1の1ページのほうにお戻りいただきまして、まず、本評価に係る調査の趣旨についてですが、そもそも6次産業化とは何かという点に簡潔に触れさせていただければと思います。この概念は、平成22年に制定されました「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」、通称六次産業化・地産地消費におきまして、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業

としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組として位置づけられております。この6次産業化の成果目標につきましては、平成25年の日本再興戦略におきまして、2020年度、すなわち平成32年度に6次産業化の市場規模を10兆円にするという成果目標が設定されておきまして、政府で各種の支援施策を講じているところでございます。本評価は、この成果目標の進捗状況を踏まえつつ、6次産業化に取り組む者の課題、行政上の支援の実施状況等について分析いたしまして、今後の関連政策の推進における課題等を明らかにすることを目的としております。

続きまして2ページをお開きください。2020年度に市場規模を10兆円とするという成果目標の進捗状況について説明いたします。この規模につきましては、農林水産省の食料・農業・農村政策審議会におきまして、加工・直売をはじめとする、今後成長が見込まれる7分野の市場規模の合計とされております。農林水産省のデータに基づきますと、この市場規模の合計は、平成25年度の4.7兆円から平成28年度の6.3兆円へと、3年間で1.6兆円ほど増加しておりまして、増加率は34%ほどになっておりますけれども、このペースでの増加を見込んだ場合、2020年度、すなわち平成32年度に10兆円に到達することは困難であると見込まれますので、進展が大きくないと評価されるところでございます。

続きまして3ページでございます。このような状況を踏まえまして、本評価におきましては、10兆円の成果目標の達成に向けて、6次産業化に取り組む者の実情、あるいはそれを踏まえた支援策のあり方といった観点から、アンケート調査と実地調査を実施しております。6次産業化自体は、農林漁業を広く射程に入れておりますけれども、農林漁業を営む経営体の9割近くが農業経営体であるということを踏まえまして、本調査は農業分野の取組を対象として実施しております。具体的には、中ほどの※印のところに記しておりますように、農産物の加工、消費者への直販等からなる農業生産関連事業を営む農業経営体に焦点を当てております。

アンケート調査につきましては、農業生産関連事業を営む事業者に対しまして、取組の実情や、取り組んでいない場合の理由等について照会しております。発送数8,840件のうち回収数が5,572、回収率が63%となっております。実地調査につきましては、6次産業化に取り組む者の実情、あるいは具体的な支援状況等を把握するために、農林水産省、経済産業省、都道府県、市町村、個々の事業者に対して行っております。これらの調査のうち、今回はアンケート調査の結果の概要を取りまとめておりまして、その内容を次の4ページ以降に示しております。

4ページでございますが、こちらが6次産業化事業に取り組む事業者の売上高規模別に見た利益発生や売上高の傾向を示したものでございます。その前提といたしまして、左上に、農林水産省による6次産業化総合調査に基づく売上高規模別の事業者の分布状況、右上に、今回のアンケート調査における回答者の売上高規模別の分布状況を示しておりますが、傾向としてはおおむね符合することから、調査に関する一定の有意性が認められるのではないかと考えております。

利益発生の傾向に関しましては、左の①のグラフに示しておりますとおり、売上高規模が100万円以上の事業者では、利益が発生している者が6割超となっております。なお、利益が出ていない者は、売上高規模が100万円未満の事業者で過半数に及んでおりますけれども、ここでいう利益が出ていないというカテゴリーには、利益が出ていない年のほうが多いという回答が含まれております。また、売上高の傾向に関しましては、右の②のグラフに示しておりますとおり、売上高規模が大きくなるにつれまして、売上高が増加傾向とする割合が高くなっております。特に売上高規模が1,000万円以上の事業者の過半数が、売上高が増加傾向と回答しております。

続きまして5ページでございます。こちらは御参考までですが、経営全体の売上高に占める6次産業化事業に係る売上高の割合を、売上高規模別に概観したものでございます。6次産業化事業の売上高規模が100万円未満の事業者では、経営全体に占めるその売り上げの割合が10%未満となっている者が4割強となっております。また、売上高規模が大きくなるにつれまして、経営全体に占める6次産業化事業の売り上げの割合が増加傾向となっております。特に売上高規模が500万円以上の事業者では、この割合が50%以上の者が過半数となっております。

続きまして6ページでございます。こちらは、6次産業化事業に取り組む事業者の具体的な事業内容別の分布状況を示したものでございます。ここでいう事業内容は、凡例の部分に記載しております6次産業化の位置づけに符合する農産物の加工ですとか、あるいは消費者への直販、貸し農園等々の各事業を指しております。グラフから明らかなおとおり、アンケート回答者では、複数の事業内容に従事する者よりも、単一の事業内容に専従する者のほうが多い状況となっております。そして、その単一の事業内容の中で農産物の加工及び消費者への直販が約7割を占める一方で、農家レストランや海外への輸出に携わる者は僅少にとどまっているということが浮き彫りになっております。

続きまして7ページでございます。こちらは6次産業化事業に取り組む事業者の事業内容

別に、利益発生や売上高の傾向を示したものでございます。左側のグラフからうかがえますとおり、利益が発生している事業者の割合は、農産物の加工、消費者への直販、観光農園でそれぞれ過半数を占めております。他方、利益が発生していない事業者は農家民宿や海外への輸出で、ともに5割程度となっております。ただし、右側のグラフからうかがえますとおり、利益発生の割合の高い農産物の加工、あるいは消費者への直販等を事業内容とする事業者であっても、売上高が増加傾向にある者の割合は2割強と、やや伸び悩み感があるところでございます。

続きまして8ページでございます。こちらは、政策的支援方策の対象別に6次産業化事業に取り組む事業者の売上高規模の分布状況を概観したものでございます。表中にございます認定総合化事業者とは、六次産業化・地産地消法に基づきまして、農林水産大臣から総合化事業計画の認定を受けた事業者のことで、この認定によって、融資等の各種法律の特例措置の活用が可能になるというものでございます。平成23年度に創設された制度でございまして、農業従事者に対する認定のトータル件数は累計で2,000件弱となっておりますけれども、アンケート調査の有効回答数としては324事業者となっております。

その下にあるA-FIVE出資事業者とは、認定総合化事業者の中で、平成25年に開業いたしました農林漁業成長産業化支援機構又はその出資を受けたサブファンドからの出資等を受けた事業者のことでして、制度創設から相対的に日が浅いこともありまして、出資決定件数はさほど多くない状態にございまして、アンケート調査の有効回答数としても34事業者にとどまっております。

農商工等連携事業者とは、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」、通称農商工等連携促進法に基づきまして、農林水産大臣、又は経済産業大臣から農商工等連携事業計画の認定を受けた事業者のことで、この認定によりまして、融資等の各種法律の特例措置が可能となるというものでございます。こちらは平成20年度に創設された制度でございまして、農業関係に係る認定のトータル件数は、累計で600件超となっておりますけれども、アンケート調査の有効回答数としては237事業者となっております。なお、この農商工等連携事業者は、中小企業者と農林漁業者双方の取組のマッチングが前提になっておりますけれども、アンケート調査では農業従事者のみを対象としております。

以上のいずれの事業者にも該当しない対象事業者を、ここでは非認定事業者と称しておりまして、母数が多いこともございまして、アンケート調査の有効回答数としては2,661事業者となっております。

これらの事業者の売上高規模の分布状況を概観いたしますと、右上のグラフにございますとおり、A－F I V E出資事業者において、売上高規模1億円以上の者が5割を占めているということが特徴的かと思えます。これは、A－F I V E出資事業者につきましては、資金供給等の支援を受けながら事業規模の拡大を図りつつある者が多いということに起因していると思われまふ。また、農商工等連携事業者につきましては、売上高規模が100万円未満の者が4割程度ということで、非認定事業者並みの水準にとどまっているということも明らかになっております。

続きまして9ページでございます。こちらは、先ほど申し上げました政策的支援方策の対象別に、事業者の利益発生や売上高の傾向を見たものでございます。左側のグラフから明らかなおと、利益が出ていると回答している事業者の割合は、認定総合化事業者で約6割に及んでおります一方、農商工等連携事業者では約4割、A－F I V E出資事業者では約3割にとどまっております。また、右側のグラフから明らかなおと、売上高が増加傾向にある事業者の割合は、認定総合化事業者及びA－F I V E出資事業者で6割強と比較的高い水準になっている一方で、農商工等連携事業者は非認定事業者並みとなっております、比較的低い水準にとどまっているところでございます。

続きまして10ページでございます。こちらは、6次産業化事業に取り組む事業者の補助金の活用状況別に利益発生や売上高の傾向を示したものでございます。御案内のおと、農業従事者に対しましては、国や地方公共団体等によりまして多様な補助金ないし補助スキームが設定されておりますけれども、今回のアンケート調査では、6次産業化事業を行う上で受けた補助金につきまして、その受給の有無を問うております。その結果、上段のグラフにございますとおと、かかる補助金を受けたことがあるとする者が4割弱、受けたことがないとする者が6割強となっております、受けたことがあるとする者の交付機関別の内訳では、地方公共団体が最も多くなっております。

他方、下段のグラフにございますとおと、補助金の受給の有無は、利益発生傾向自体に著しい差異をもたらしていないという状況にございますけれども、補助金受給者は、未受給者よりも売上高が増加傾向となる者の割合が高いということが明らかになっております。

続きまして11ページでございます。こちらは御参考ですが、売上高規模別及び政策的支援方策別の事業者の補助金活用状況を見たものでございます。左側のグラフにございますとおと、売上高規模が大きい事業者ほど補助金の活用割合が高いという傾向にございます。

また、右側のグラフにございますとおり、農商工等連携事業者や非認定事業者は、補助金の活用割合が4割未満と低い水準にとどまっております。

続きまして12ページでございます。こちらは、6次産業化事業に取り組む事業者が今後、充実・改善を希望する支援の内容を、売上高規模別に概観したものでございます。緑囲みや紫囲みの部分から明らかなおと、施設・機械の整備、あるいは労働力の確保に関する支援の充実を求める者の割合は、売上高規模が大きくなるにつれて高まるという傾向が明らかになっております。また、黄色囲みの部分から明らかなおと、販路の開拓や集客に対する支援の充実を求める者の割合は、売上高規模を問わず3割程度となっております、コンスタントなニーズがうかがえるところでございます。

続きまして13ページでございます。こちらもおも参考ですが、現在、6次産業化事業に取り組んでいない未参入事業者のうち、6次産業化事業に対する取組意向のある事業者の割合を、農産物の売上高規模別に示したものでございます。この割合は、農産物の売上高規模が1,000万から1億円未満の層で最も高く、約2割に及んでおります。

続きまして14ページでございます。こちらは、かつて6次産業化事業に取り組んでいたものの、現在は撤退したという事業者の撤退理由や、不足していたと考える支援についてまとめたものでございます。この撤退理由につきましては、高齢化・病気等の割合が最も高くなっております。こちらにつきましては、補助金とは別の、政府全体としての政策的な手当が必要となり得るところかと思っております。また、不足していたと考える支援につきましては、販路の開拓や集客、補助金等に関する情報提供、相談先の充実、施設・機械の整備・調達の割合が高くなっております。

続きまして15ページでございます。こちらは、現在6次産業化事業に取り組んでいない未参入事業者のうち取組意向のある事業者が、取り組むことができないとする理由、あるいは期待する支援策の内容についてまとめたものでございます。この取り組むことができないとする理由につきましては、資金不足、ノウハウ不足、労働力不足の割合が高くなっております。また、期待する支援策の内容につきましては、施設や機械の整備・調達、販路の開拓や集客の割合が高くなっております。

以上の調査結果から得られる示唆をまとめたのが16ページと17ページでございます。まず、6次産業化事業に取り組む事業者の利益の傾向を見ますと、6次産業化事業の取組は、農産物の付加価値の向上に一定程度寄与していると考えられます。その根拠といたしまして、先ほど申し上げましたとおり、6次産業化事業の売上高規模が100万円以上の事業者で

は、6割以上の者において利益が発生しているということや、その事業内容の約7割を占めます農産物の加工、消費者への直販のいずれの区分におきましても、過半数で利益が発生しているといったことが挙げられるかと思えます。

次に、政策的支援方策別の傾向を見ますと、認定総合化事業者におきましては、利益が発生している者、売上高が増加傾向にある者ともに約6割に及んでおります。一方、A-FIVE出資事業者におきましては、設立後平均約3年と、創業後日の浅い事業者が大半を占めていることもございまして、利益が発生している者が3割弱にとどまっておりますけれども、売上高が増加傾向にある者は6割超となっております、今後の展開を注視していく必要があるかと考えております。

他方で、農商工等連携事業者におきましては、利益が発生している者は4割弱で、売上高が増加傾向にある者も3割弱と、非認定事業者並みにとどまるということで、農業従事者に対する支援のあり方に関しまして検討の余地を残しているとも考えられますので、今後、検証の必要があるかと思われます。

続きまして17ページでございますが、6次産業化事業に取り組む事業者が充実・改善を求める支援策につきましては、売上高規模を問わず約3割の事業者が、販路の開拓や集客に関する支援の充実等を求めていることが特徴的かと思えます。また、売上高規模が大きい事業者ほど、施設や機械の整備・調達、労働力の確保に関する支援の充実等を求めているということも、留意する必要があるかと思っております。

6次産業化事業から撤退した事業者の撤退理由といたしまして、販路の開拓や集客、高齢化・病気等、労働力不足を挙げる者が多いという事実も、これらに対する支援ニーズの高さをうかがわせるものと考えております。

これらを踏まえまして、こうした支援ニーズの高い販路の開拓や集客、あるいは労働力の確保といったことに対しまして、具体的にどのようなサポートが行われているのかという点も含めまして、現在、実地調査の取りまとめを行っております、その中で、6次産業化事業の取組に係る好事例の発掘や改善点の指摘等に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんでしょうか。

薄井委員、お願いいたします。

(薄井委員) ありがとうございます。農業経営体という具体的事業者の動向を把握する上で、有益なアンケートであると思います。この分析に基づいて、販路の開拓や集客、好事例の発掘という話が最後にあったものですから、こういったものも、分析に取り入れていただければという趣旨で、一つ問題提起をさせていただきます。

青森でAプレミアムという事業があります。Aはアグリカルチャーであるとともに青森のAだと思いますが、これは、青森県が主導してヤマトホールディングス、ANAと組んで、高速道路とエアカーゴ、これらをうまく組み合わせることで、関西国際空港から関西及びそれ以西の国内マーケット、那覇空港を経由して、中国、東アジアのマーケットに迅速に高付加価値製品、あるいは農産物を供給するというシステムです。

これは、個別事業者への補助金という発想ではなくて、まさに物流や商流のプラットフォームを作る、地方公共団体がプラットフォームを作るといった事例なわけですが、こういった発想は非常に斬新であるし重要だと思います。一部、こういったアンケートにも、潜在的に活かされているかもしれないのですが、このアンケートの調査結果だけではなく、概念的にも少し目を広げていただいて、総合的な分析と提言に仕上げただいただければというお願いです。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、松浦委員、御発言をお願いいたします。

(松浦委員) ありがとうございます。概括的な話になりますけれども、10兆円というのがKPIということになるわけですが、今の御説明をお伺いしていると、やはり10兆円をクリアするためには、大規模な経営体、そういったところに期待があるのではないかとかがわかります。しかし、地方におきましては、やはり農業従事者というのはかなり小規模なものが非常に多いわけですので、今、島根県の、こうした6次産業化の支援事業についての認定状況等を調べてみますと、なかなか進んでいないというのがわかります。例えば総合化の事業計画の認定状況というのを見ますと、島根県全体で16件、松江市では3件と、いずれも小規模なものでございます。それから、A-FIVEという出資事業者の状況につきましても、島根県では2件、松江市で1件といった状況ですし、農商工連携事業につきましても、県全体で6件、松江市では2件となっております、なかなかこの活用が、全国に比べますと進んでいないという状況がわかります。

それで、実際にこういった事業の認定を受けている事業者にいろいろ聞いてみたのですが、やはりいろいろなことを指摘しておりまして、一つは、例えば総合化事業とい

うものにつきましては、農業事業者が生産から製造、小売までを一貫して行うということが目的になっておりまして、大規模な事業者ならともかく、小規模な事業者ということになりますと、なかなか、一貫した事業実施というのは非常に困難だという状況があるようです。また、認定申請に非常に多くの労力と手間がかかるということがあります。

さらに、この支援事業ですけれども、農林水産省の各地方農政局が窓口になっているということで、県や市町村が中に入っていないということがあります。したがって、事業主体は、直接農政局との間でいろいろなやりとりということになりまして、情報提供が非常に難しいし、それから、先ほどのいろいろな認定申請に手間がかかるということについても、例えば市町村を通せば、ある程度そうしたものに支援をする余地というものもあるわけですので、是非、今後これを小規模な事業者が活用しやすい仕組みにするためには、県とか市町村をそこに絡めていくということが大変大事ではないかと思っておりますので、そういう点での検討を是非お願いしたいと思っております。

以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。田中委員。

(田中委員) ありがとうございます。今の松浦委員の御指摘、非常に私も共感するところが多かったのですが、政策に関する質問が二つと、それから評価の方法に関するものが一つございます。

まず、細かいところで評価の方法のところですが、10ページですね。どうもこの10ページのデータ、資料というのは、補助金が寄与している、あるいは役に立っているということの説明したいがためのデータだと思うのですけれども、大事なものは、補助金を出したことによって農家にどういう貢献があったのか、どういう力がついて、それが利益に結びついたのかという分析という気がします。これが、更に分析を進めるためのポイントであります。

二つ目はやはり政策でありまして、松浦委員もおっしゃっていましたが、この6次産業化という政策の対象をどこまでにするのかということで、そもそもこれは全ての農家に勧めるものなのか、あるいは一定の規模の農家に勧めるものなのか、政策としての対象の設定の仕方がよく分かりませんでした。もし、松浦委員が指摘されたような問題があるとなれば、やはり政策を適用する上での対象の設定のあり方というものも、政策評価の中で問う必要があるのではないかと思います。

それから最後に、農家からの要望で頻繁に出てくるのが、販路の開拓や集客ですが、これは一体どこが指導している、あるいはアドバイスをしているのかという点でありまして、私は、販路の開拓とかマーケティングに関して、政府が上手にできるとはあまり思っておりませんので、これこそまさに企業と連携をするなり、企業のアドバイスを活用するということが必要なのではないかと思うのですが、そのあたり、どうしていらっしゃるのかということが、政策上の質問であります。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。ただいまの田中委員の質問に対して、事務局から発言をお願いします。

(海野評価監視官) 御指摘ありがとうございます。まず、評価の方法についてですが、確かに10ページに示しておりますのは、補助金の活用の結果、利益が発生しているか、発生していないか、あるいはそれによって売上高の傾向がどうなっているかというところまでの分析にとどまっておりまして、その結果、具体的にどのような貢献がもたらされたのかというところまでは、今般のアンケート調査の中では分析し切れていないところでございます。今後、いただいた御指摘も視野に入れながら、検討してまいりたいと思っております。

他方で、6次産業化の対象の設定のあり方に関する御質問がございましたけれども、こちらは、基本的に、大規模な農家のさらなる発展という視点がある一方で、小さな拠点づくり、あるいは集落営農のような小規模な単位での農村の発展というような視点もあるかと思っておりますので、そういう意味で、対象に関して、例えば一定規模以上の事業者に限るといった限定は特に付されていないものと認識しております。

また、販路の開拓に関する御質問がございましたけれども、農林水産省で具体的に取り組まれている内容の一例を申し上げますと、食料産業・6次産業化交付金という交付金の制度がございます。その中で、新商品の消費者評価を行うために必要となります試食会等の評価会の開催ですとか、あるいは商談会等への出店などの取組を側面支援するといった形での販路の開拓に関する支援の取組が、現に行われております。確かに、販路の開拓や集客の促進という課題については、官民の役割分担にもかかわってくる話かと思っておりますので、御指摘の点も踏まえながら、評価書に反映させてまいりたいと考えております。

(岡会長) ありがとうございます。

森田会長代理、どうぞ。

(森田会長代理) 2ページ目の評価によりますと、「このペースではK P Iの達成は困難であると見込まれ、進展が大きくないと評価される」とあるのですけれども、そう評価する根拠というのは、この政策によって市場規模を2020年に10兆円とすると設定されていることだと思っておりますけれども、この10兆円というのはどういう根拠で出てきた数字なのかということをお聞きしたいのと、今ありました10ページの図を見ますと、補助金を受けたことがある人は3分の1ぐらいというわけですね。そして、受けていても、いなくても、利益の発生状況とか売上げの傾向というのは、そんなに大きく差がないという気がいたします。

その中で、実際に2ページのグラフを見ますと、3年間で34%売り上げが増えているというのは、これは政策の効果によって生まれたのかどうなのか、なくても増えたのではないかとするとあれですし、政策によって10兆円まで持っていこうとするならば、それは少し難しいといえますか、もう一つ何か要ることになるのかという気がします。いずれにいたしましても、この10兆円ベースで達成しないと、政策は失敗とは言わないまでも、必ずしも成功したと言えないという評価がされるとしますと、この成功、失敗の基準という意味で、10兆円というのはどのようにして出てきたのでしょうかというのが質問です。

(岡会長) 事務局から発言をお願いします。

(海野評価監視官) 御指摘ありがとうございます。この10兆円の根拠についてですけれども、「日本再興戦略」に示されました年平均2%の実質GDP成長率のもとで、平成22年度時点で約100兆円ございました農業・食料関連産業全体の生産額が、年2兆円ずつ成長して、平成32年度には約120兆円になるという仮定に基づき、増加した20兆円分の市場創出が見込まれる中で、その20兆円の半分、すなわち10兆円について、6次産業化を通じて農山漁村に取り込むという考え方によりまして、この数字が設定されたと承知しております。なお、残りの10兆円につきましては、食品産業で確保するものと理解しております。

御指摘のとおり、その10兆円の目標に向けて、現在の34%増のどこまでが6次産業化に係る政策の効果なのかという点につきましては、なかなか評価が難しいところでございまして、市場規模の範囲となる今後成長が見込まれる7分野自体の厳密な射程には、曖昧なところが残されているかと思っております。また、補助金等につきましても、その内実は多種多様でして、まさに6次産業化のための補助金のほか、6次産業化を主目的としていない補助金でありながら、6次産業化事業に携わる農業従事者が利用可能な補助金もございますので、どこまで実際の効果との因果関係があるのかという点に関しては、一義的な評価な

いし精緻な分析が難しいところではないかと思っております。

(森田会長代理) 分かりました。そうすると、最初の10兆円の根拠のほうは、全体として2%成長で、産業分野で120兆ですけれども、2%成長ということ自体が実現しないとしますと、全部の前提が崩れてくるのかなという気がいたしまして、評価のあり方としまして、そうした目標値そのものがまさにKPIである以上、これを何としても達成するとか、こうやれば達成できると、そういう数値を置かないと、後の評価そのものが変わってくるのではないかという気がします。したがって、10兆円達成しないから、政策は失敗で補助金を減らすとか、あるいは達成させるためにもっと補助金を積みというような政策提言が出てきて、それは果たして合理的なのかなということについて疑問を持ったということです。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。小野専門委員、どうぞ。

(小野専門委員) 少し細かいことと、それに付随することを申し上げたいのですが、まず一点目は、この2ページのグラフで、御説明にもあったのですが、これまでの平均増加率が11.3%、それから目標を達成するとなると16.1%の増加が必要と書かれているのですが、これは、普通の意味でいう増加率とはちょっと違うと思います。これはあくまでも平成25年度を100とした場合の11.3ポイントとか、あるいは16.1ポイントだということだと思いますので、このグラフも直線で描かれていますから、まさにこれはいわゆる増加率ではなくて、増加幅というか、増加量のことを書かれていると思うので、表現は改めていただいたほうがよろしいかと思えます。

そのことに関連して、実は青い実績の棒グラフを見ますと、平成27年度から28年度の増加幅は大きくなってしまっていて、これは、そもそもGDPの2%成長というのも同じようなことなのですが、この事業の成果である市場規模、売上高が同じ量だけ伸びていくのが自然なのか、それともいろいろ補助金を投入して、その波及効果なり、いろいろなものがだんだん広まっていくようなものであれば、恐らく文字通りの増加率という形で、一定の増加率で増えていくのが自然ということにもなると思います。もしそうだとすると、平成27年度から28年度は、少し加速していますので、これがたまたま増えたということではなくて、傾向的にスピードがアップしているとすると、実はこのペースというのは、目標に向かって十分なスピードになるような気もするので、そこは、この推進側の農林水産省とかが、目指す戦略としてどういうふうに考えておられるかということもあるかもしれませんが、

平成28年度の増え方というのは、加速したのか、それとも何かの要因でたまたま増えたのかによって、あと達成できるかどうかという見方が実はかなり違うのではないかという気がいたしまして、この書き方の言葉使いの問題と、その増え方をどう捉えるか、確認していただいたほうがいいかなと思いました。

以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。事務局から何かありますか。

(海野評価監視官) ありがとうございます。御指摘の点を踏まえまして、表現上の問題を含め、所要の確認をさせていただければと思います。

(岡会長) ほか、よろしいですか。たくさんの御意見をいただきましたので、それらを踏まえて、更に検討を進めていただくよう、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、議題2に移りたいと思います。議題2は、行政評価局調査につきまして、現在の実施状況や今後のテーマの選定に向けた検討状況について事務局から説明を受けた後、今後の調査で取り上げるべき課題について審議を行います。

それでは、事務局、お願いいたします。

(佐々木企画課長) それでは、資料の御説明の前に、行政評価局調査のテーマの選定に関連した当局の新たな取組について、少し御説明させていただきます。

御案内とおり、昨年10月に行政評価局の地方組織を再編いたしました。都道府県単位に置かれていました行政評価事務所の調査部門の要員は、一部を除きましてブロック単位の管区行政評価局に集約いたしまして、より機動的・効率的な調査が実施できるようにいたしました。調査要員は集約しましたが、行政評価局調査は、霞が関にいたのではなかなか把握することができない地域や現場が抱える課題、問題、困り事など、調査ニーズを酌み取ることが重要だと考えております。このため、地方組織には、これら情報を収集する機能を引き続き残したところでございます。

従来の情報収集の活動は、地元新聞の報道等が主な情報源でございましたけれども、より国民目線で調査テーマを選定するため、組織再編を契機といたしまして、地方公共団体の長への訪問、それから地域の各種団体、NPOなどから、フェイス・トゥー・フェイスで、ふだんから疑問に感じている行政上の課題、具体的な支障などについての意見や要望等をお聞きしながら、情報収集する活動も積極的に展開し始めたところでございます。また、情報提供していただきました地域の方々との継続的な関係構築も重要でございますので、今後、その点につきましてもコミュニケーションを図ることとしております。

こうして収集した情報につきましては、各種検討を行いまして、再度、審議会の御議論やパブリック・コメントも経て、今年度末に31年度調査テーマとして決定する予定となっております。

本日は、調査テーマのシーズとして、地方組織から報告されている情報を御紹介いたしまして、調査テーマとして検討する上での視点についての御意見、また、御紹介する情報以外にも、調査テーマとして検討したほうがよいと考えらえる課題などについて、御意見、御議論を賜ればと存じます。

それでは、資料を御覧ください。1 ページは、平成30年1月以降の5件の調査結果の概要を取りまとめしております。通常は、調査を実施した場合、勧告となりますけれども、鳥獣被害は通知となっております。勧告は、重要な是正、または関連する制度の改正を求める場合に行うものですけれども、現行制度の下で各種取組の推進に調査結果を役立ててもらおうという考え方で、通知という、必ずしも勧告という出口にこだわらない調査も、最近では実施しているところでございます。

2 ページでございます。現在、行政評価等プログラムに基づきまして11本の調査を実施中でございます。また、今後6本の調査を予定しております。2 ページ目の最後ですが、30年度行政評価等プログラムの考え方を踏襲しまして、31年度・32年度のテーマの大枠でも、「多様性・包摂性のある社会の構築」から「生活の安全・安心の確保」まで、4つの大枠を設定しております。

3 ページから本題でございます。地方組織の情報収集活動で報告された調査シーズを取りまとめしております。複数の地方組織から同じような内容の情報が報告されている場合もあれば、一つの地方組織から報告されている情報もございます。また、情報内容にも濃淡がございますが、本省でこれらの情報を適宜整理いたしまして、地方組織からの情報を4つの大枠別に整理しております。

まずは、大枠の①でございますけれども、3 ページと4 ページに取りまとめさせていただきます。子供、高齢者、外国人、障害者、依存症患者についての各種情報が報告されております。子供の貧困対策には早期発見が有効と言われておりますけれども、その発見がなかなか困難な中で、新たな取組が行われているとの情報、高齢者につきましては、高齢者の安全確保の新たな取組の情報、サ高住についての課題、また高齢者の認知症による消費者相談件数が増加傾向にあり、成年後見制度の利用が必要となっておりますが、その利用が低調であるとの情報、一方で、利用促進のための好事例の情報などが報告されております。

4 ページでございます。年々増加しております外国籍の児童生徒の支援が自治体によって温度差があるといった情報、外国人技能実習制度の情報、政府は5年間を上限に、日本国内で就労できる新たな在留資格を設ける方針としておりますけれども、技能実習につきましては、労働関係法令違反の課題、各種課題や各種意見・要望等の情報が報告されております。障害者関係では、障害者支援の担い手の確保の課題、高齢の視覚障害者・聴覚障害者の増加へ対応した音声コード普及上の課題、アルコール・薬物等の依存症対策の各種課題が報告されております。

5 ページ、6 ページは、大枠の②でございます。地域における持続可能な住民サービスの提供の観点からですが、医療資源の有効活用の新たな試みとしまして、ICTを利用した遠隔医療が都市部で解禁されております。この普及には各種課題があるようです。また、育児・教育といたしまして、子育て支援の担い手の確保が困難となっているという情報、公立学校の臨時職員の人材確保が困難となっているという情報、インフラにつきましては、長寿命化が推進されている一方で、撤去・廃止する場合の各種課題の情報が報告されております。

6 ページでございます。地方公共交通として、75歳以上の高齢ドライバーの免許証自主返納後の代替的な移動手段の確保の課題、持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築に向けた新たな取組の情報、まちづくりといたしまして、人口減少等に伴う所有者不明土地に起因する諸課題、それに対応する独自の新たな取組の情報、それから、地域コミュニティに欠かせない民生委員・消防団員の確保についての課題、自治会・町内会の活動の制約や、住民情報が制限されまして、期待される共助機能が発揮されないなどの課題が報告されております。

7 ページを御覧ください。③の「成長の基盤構築・環境整備」の大枠でございますが、ドローンの一層の利活用に向けた動きの情報、文化財を地域観光資源とし活用する新たな取組の情報、健康意識の高まりに応じたビジネス拡大の情報、人材の確保・育成といたしまして、人材不足に対応して、企業が高齢者・女性等を雇用する新たな動きの情報、高年齢労働者の労働災害防止対策の課題、ICTにつきましては、スマート農業、例えば画像認識により赤いトマトなど収穫すべきもののみを収穫できるというような、効率化、人材不足問題に有効な技術ですけれども、その利活用推進上の課題が報告されております。

8 ページは、大枠の「生活の安全・安心の確保」でございます。先般の西日本豪雨では大変な災害となったところですが、このような情報が西日本以外の自治体の課題と

しても報告がございます。

9 ページでございます。災害からの迅速な復旧・復興につきましては、被災地以外の自治体からの応援、職員受け入れ上の課題、災害廃棄物の処分や被災マンションの解体についての課題が報告されております。災害廃棄物は、東日本大震災の場合、その処理に3年を要しております。今後発生が危惧されております南海トラフ地震は、東日本大震災の約16倍の災害廃棄物が発生すると推計されておりますので、この災害廃棄物の迅速な処理は大きな課題となっております。防火体制といたしまして、火災時の危険性が高いと問題視されています老朽木造建築物に対する新たな取組の情報、また、民泊施設や大規模倉庫の防火対策の課題、汚染・有害物質対策といたしまして、P C Bの処理に向けた新たな取組、それから、まだ把握されていないP C Bの存在可能性についての情報等が報告されております。

繰り返しになりますけれども、これら情報につきましては、本日の御議論を踏まえまして、31年度調査テーマの選定に向けまして、必要に応じまして、地方組織に更に詳しい情報の収集などを依頼するなどしまして、また本省におきましては、担当府省、関係団体、有識者等へのヒアリングなども必要に応じて行いながら、調査すべき課題の洗い出しを行うこととしております。さらに、課題の重要性、行政評価局が実地に調査することによって課題解決に貢献できるのかといった調査の必要性、また、担当府省とは異なる立場、第三者的な視点が生かせるのかといった視点、また、調査分析手法であります効率性や有効性、合規性など分析アプローチが確実に設定できるのかといった視点から検討、つまり、同じような課題でも、調査の視点、切り口によって調査方法が異なってくるということですが、このような作業を行いながら、31年度調査テーマの検討を進めることとしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

(岡会長) ありがとうございます。事務局から平成31年度以降の調査テーマの検討にあたっての、現地機関などが把握している地域の動向や課題の一端を紹介いただきましたが、委員の皆さんからも、紹介のあったもの以外も含めて、掘り下げた検討や情報収集を行うべき課題などについて、自由に御発言をいただければと思います。

どなたでも結構です。白石臨時委員、どうぞ。

(白石臨時委員) ここで挙げられているテーマは、現地機関、管区行政評価局等が収拾した情報に基づくということで、どのテーマについてもとても重要だと感じました。そ

の上で、質問が一点ありまして、現地機関ですけれども、具体的にどういうお仕事をされているかという質問をしたいと思います。と申しますのも、先ほども申し上げたように、どのテーマもとても重要だと思うのですが、少し国民目線のテーマが多いような気がします。先ほど農林漁業の6次産業化の推進の話でも、労働力不足の状況にある、松浦委員がおっしゃったように手続が大変だというように、企業側目線から見たニーズというかテーマもあるような気がしてまして、そこで、今回の現地機関というのが、どういった対象をお仕事とされているかというところを質問させていただきたいと思います。

(岡会長) 事務局、お願いします。

(佐々木企画課長) ありがとうございます。現地機関、ブロック機関であります管区行政評価局と、行政監視行政相談センターという二つの組織がございますけれども、主に行っておりますのは、行政評価局調査の実施、それから行政相談という二つの仕事をしております。それで、今回の情報収集ですけれども、これは、行政機関だけではなくて、関係する地域の団体や企業にも必要に応じてお邪魔しながら、情報収集をするというような活動を行っております。

(岡会長) よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。田中委員、どうぞ。

(田中委員) ありがとうございました。①のダイバーシティとかインクルージョンというのは、今、いろんなところで着目を浴びているところですが、ここで一つ質問と、一つコメントです。一つは、アルコール依存がダイバーシティとインクルージョンに入るのですかという質問です。それから、もう一つは、LGBTは、この中で最もダイバーシティの中でも最近議論されているところですが、このあたりは上がってこなかったのかということであります。

以上です。

(岡会長) よろしくお願いします。

(佐々木企画課長) 勉強不足でありますけれども、今おっしゃられた問題は、確かに社会上的問題でございます。分類という意味ではいろいろあると思いますので勉強させていただきたいと思います。LGBTについては情報として上がっております。

(岡会長) 勉強するそうです。

ほかいかがですか。はい、どうぞ。岸本専門委員。

(岸本専門委員) 確かに大事な問題が並んでいるのですけど、こういうやり方になると、

実際に、問題が現れたものを集めるような形になりがちという気がしていて、もちろんそれはそれで対応は大事なんですけど、問題が顕在化する前に調査をするというアプローチもあってほしいなと思っています。例えば、今だったら学校のクーラーの問題などが、熱中症の問題として出てからすごく問題になったりだとか、あるいは大阪の地震が起こってからブロック塀が問題になったりだとか、実際に問題が出てからリストに上がる体制になりがちかなという気がしていて、これは、別に何かこういう方法だったらできるというものを持っているわけではないですが、今後、こういう社会・経済の状況、あるいは技術の状況からしたらこういう問題が起こるだろうというのをうまく洗い出すような仕組みも、同時に欲しいなという気がしています。

私もこれを個人的にも考えたいと思うのですが、今後の課題としたいという感想です。

(岡会長) ありがとうございます。御意見として事務局のほうで受けとめておいてください。

それでは、松浦委員、よろしく申し上げます。

(松浦委員) 私は、この④の「生活の安全・安心の確保」ということで、災害関係、今回、中国地方を中心に大きな災害が起こったわけですが、その反省と言いますか、そういった点でお願いしたいことがあります。今日のNHKの朝の放送、ニュースでも言っていましたけれども、広島県の呉市では、全市を対象にして避難指示を出したけれども、実際に避難をした人は、そのうちの3%に満たなかったという話がございまして、これは私もびっくりいたしました。

それから、実は昨年、やはり同じころに、松江におきましても大変な大雨が降ったわけですが、そのときに避難勧告を10年ぶりに出したのですが、そのときの住民の反応というのは、何でこんなときに避難勧告を出すのかと、まだ早いじゃないかと、そういうふうな指摘がございました。

いずれも、やはり災害対応というか、避難というものは結局行政がやるものだという認識が非常にまだまだ強いように思います。したがって、やはり災害から身を守るということとは自分の問題だということを、ぜひ十分住民の皆さん方に知ってもらう必要があります。これはもちろん我々がやらなきゃいけないわけですが、そのためのいろいろな意味でのガイドブックだとかについて、何か考えてもらう必要があるのではないかと、いろいろな事例を参考にしてもらう必要があると思います。

それから、ここには出ておりませんが、環境問題、今回の災害も、やはり地球環

境の問題というものが大きな遠因ではないかとは思いますが、そのときに、再生可能エネルギーというものをもっと開発していくという視点というのは、やはり出していく必要があるのではないかと考えておりますので、そういう視点もぜひ中に盛り込んでもらうとありがたいなと思います。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。堤専門委員、どうぞ。

(堤専門委員) 今の災害の関係で少し、一言だけ申し上げたいのですが、こういったいろいろな手だても大変重要なのですが、やはりそもそも、そこは住むと洪水が来るとか、あるいは山崩れが来るというのが、普通に見れば分かるところに、実際には皆さん住んでいらっしゃるという問題があると思います。それは、やはり堤防や砂防ダムなどと絡めて、土地利用の問題を考えなければいけなくて、これはずっと長い間、やはり何も解決されないまま、本来そこに開発許可を出すべきではないようなところにも開発許可を出して、そこに住まわれているというところで、今のようなお話も、そういうことを自覚していただきたいということだと思います。

公共が全部やるということはやはりできないわけですが、土地利用等の規制というのがある種タブーになってしまっていて、なかなか進んでいないというところは、今、リストアップされている1、2というものの一つ手前のところにありますので、是非そこについても調査をしていただきたいと思います。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、薄井委員どうぞ。

(薄井委員) まず、地方の管区行政調査局を活用されるという手法は、大変結構だろうと思います。先ほどはアンケートの活用、今回は地方のまさに直轄部局の活用ということだと思います。ただ、そうすると、やっぱりもう少しその総論部分というのを、もっと思い切って表に出したほうがいいのではないかと思いました。というのは、白石臨時委員がおっしゃるとおり、視点の多様性をこれで確保すると。その視点の多様性というのは、具体的に民間とか地方公共団体からの声を直接吸い上げる、そのための手法なのだという、これは誰がどう考えても悪くない手法なので、その辺の方法論というのを、もう少し前面に打ち出されたらいいのではないかとと思います。

同じく岸本専門委員がおっしゃったのですが、このリストを見ていますと、やっぱりもう少し考え方の整理が必要で、ある部分はやはりフォワードルッキングの考え方を入れて

いただきたいなと思います。具体的には、例えば9ページの(5) 汚染・有害物質対策で、もちろんPCBとか水銀はあるのですけれども、今これから環境問題との関係で議論になるのは、もう明らかにプラスチックの問題ですよ。プラスチックそのものと海洋汚染の関係というのは国際的に重要なテーマになるとわかっているわけなので、そういったものが仮に抜けていると、フォワードルッキング性からすると、ちょっとどうかという感じがしました。

その原因を考えていて、やはり挙がっているアイテム、例えば防災対策という大きな見方があり、次に汚染・有害物質対策といった、中間の考え方があって、その中に小項目なのか細項目なのかわからないけれども、個別の事案があります。ですから、取り上げられるのはこういったテーマでいいと思うのですが何故その個別事業なのか、そこをもう少し論理的に整理し、対外的にも分かりやすく打ち出すということも必要なんじゃないかなと感じました。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。堀田専門委員、どうぞ。

(堀田専門委員) ありがとうございます。今、薄井委員がおっしゃったことに一通じるところが一点と、それから具体的なところがもう一点なのですけれども、全体として、それが2030年なのか、40年なのか、50年なのかわからないのですけれども、今回ですと、持続性、多様性とかということなのかもしれませんが、柱を立てたときに、何がチャレンジになっているのかという大枠があって、そのもとで、今、そのチャレンジを解決していくためにはという感じで、ある程度優先順位が、30年だか、2040年だかから戻ってくるというような全体の建て付けがあると、取りかかってくときの考え方が分かりやすいのではないかなというのが一点目です。

それから、私自身は関係すると思っっているのですけれども、3ページ、「多様性・包摂性のある社会の構築」で、様々な方々の自立、社会参加に向けた支援、機会確保というのが挙げられていまして、先ほどもLGBTの話もありましたけれども、性、年齢、それから障害や疾病の有無とかの違いを超えて、それぞれの方々が参加できるユニバーサル就労という考え方をどうやって広げていけるかといったことも私自身も取り組んでいるのですけれども、そうすると、時に突き当たってくるのがこの①番のところに入るのだと思うのですが、7ページのところにある、成長の牽引役となる担い手・サービスの創出の(2)に人

材の確保・育成という項目が立てられていて、実は今、チャンスになってきているなど、人手不足感が広がってきているにもかかわらず、そういうことを考えていくと、例えば労働関係法制が邪魔をすとか、高齢者のという憲法が邪魔をしてしまうとか、今、認知症のある方も、介護保険サービスを使いながらも介護支援つきの就労みたいな形で、デイサービスを使っている時間帯に、例えばホンダに行き洗車をすとか、そういった取組も動きつつあるのですけれども、そうすると、介護保険法上の取扱いはどうなるのだとか、①番のほうの取組を進めていくと、本当は人材、人手不足のところにも、企業側のニーズにも対応していることになるはずなのだけれども、そこに障壁がありますみたいなことに、結構いろいろな場面でぶつかることがあって、そういう意味では、この①番の、先ほどの白石臨時委員の御指摘でいくと、企業側の視点と、それから、個々の人たちの参加という視点をセットで考えていただく、そういったような調査の構成を検討いただくことも有効ではないかなと思いました。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、皆さんからいろいろ御意見をいただきまして、ありがとうございます。今後の調査テーマにつきましては、本日いただきました様々な御意見を踏まえまして、引き続き事務局において検討を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、政策評価制度部会における取組状況について、事務局から説明をお願いします。

(砂山政策評価課長) それでは、資料3に基づきまして御説明をいたします。今回御報告申し上げますのは、規制評価と公共事業評価の二つのワーキング・グループの取組状況でございます。

まず、規制評価ワーキング・グループの方でございますけれども、平成29年度中に実施された規制の政策評価についての点検結果を対象といたしまして、御審議をいただきました。主な議論といたしまして、昨年の制度改正で特に重視した遵守費用でございます。これについては、定量化が進んでいるものの、まだ定着していない状況であるということ、それから、定量化できていないものの中には、対象者数が把握できていないものがあるという問題もあるということ、それから、効果が費用を正当化できる旨の説明が共感できるものになっていないということなどについて、御指摘をいただいたところでございます。

これを踏まえまして、各府省への主な指摘の方向性といたしまして、効果が費用を正当化できる旨の説明が説得力を持つよう、費用・効果等の内容を適切に洗い出すこと、それから、推計が困難な場合は、例示や目安など、大まかな規模感が分かる数値を提示することなどをポイントといたしまして、各府省への点検結果の通知と併せて、こうした課題について全府省に通知をしたいと考えております。

それから、公共事業評価ワーキング・グループの方でございますけれども、こちらは、平成30年度の活動方針を中心に御審議いただいたところでございます。そこでは、個別の費用対効果分析といった技術的手法ではなくて、公共事業所管省に共通する評価の実施手続等につきまして、評価の全体の質の向上に資する観点から実態を把握いたしまして、課題等の御審議をいただくこととしております。具体的には、評価関係資料の保存のあり方、国、地方連携のあり方、外部委託のあり方、評価業務の簡素化、評価結果の外部検証可能性といった事項に着目いたします。

具体的な点検活動を行うに当たりましては、特定の視点を設定したいと考えておりました、得ようとする事業効果が共通するもの、あるいは整備する施設に共通点があるものを選定したいと考えております。今回は、そこにもございますとおり9事業区分30件程度ということで、列挙されておりますとおり簡易水道からダム、河川までございますけれども、いずれも水に関係する施設に特化いたしまして、共通する視点からいろいろ御検討いただくこととしております。

今後の活動といたしまして、ワーキング・グループとして地方公共団体等への視察も予定しております、現場の実態についてのイメージも持っていただいた上で、課題、あるいは改善方策等の検討・整理を行っていききたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、各ワーキング・グループの主査などから補足すべき事項があればよろしくお願ひしたいと思います。

規制評価ワーキング・グループの主査の田辺臨時委員、よろしくお願ひします。

(田辺臨時委員) 何点か補足させていただきます。規制評価のガイドライン等に関しましては、できるだけ実態に合わせ、かつ評価の質を向上させるように変えたところであります。ただ、やはりこのガイドラインを変えれば全て良くなるかという、そういうものでもないというのが素直な感想であります。

一つ目に、費用のところ、従来よりは数字が出てきているということは評価できる

かなとも思われるところでございます。

二つ目に、この主な指摘の方向の一番上のところに書いておりますけれども、効果が費用を正当化できる旨の紙になっているかという、やはりもう法案とか条例案が通った後でありますので、説得する気あるのかなという、疑問がつくような紙になっている側面があるということでございます。

三つ目といたしまして、こちらの行政評価局においては、どういうふうになれば改善ができるのか、例えば良い例があれば、それを各府省のほうに横展開するであるとか、フィードバックするときも、なぜこうなっているのだというよりは、むしろ提案型で、こういう費用の推定の仕方ができるのではないかというような形で、丁寧にフィードバックしていくことを通じまして、今後、この規制評価の全体の質の方を上げていただければと思っている次第でございます。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、公共事業評価ワーキング・グループの白石臨時委員は事情あって御退席でございますので、代わりで恐縮ですが、堤専門委員の方からお願いできますか。

(堤専門委員) 少しだけ補足させていただきます。まず、一点目の公共事業評価全体の質の向上に向けた取組ということにつきまして、昨年までP D C Aをきっちり回すということ念頭に置きながら自己評価を行うための方策について検討してまいりました。今年度につきましては、P D C Aを回すという意識自体は引き続き持っておりますが、資料にあるように、その周辺を取り巻く環境というようなところにも目を向けて、より広く見ていこうということで考えております。

特に私個人的には、評価関係の資料の保存のあり方については、今、いろんなところで話題になっておりますけれども、公共事業に関しても非常に重要なところではないかと思いますが、関係機関がお互いに分担して資料を持っていそうで、実はうまく保存されていないかもしれないというような状況もあるようですので、そういったところをきっちり調べていければと思っています。

また、昨年、地方公共団体に出向いて、いろんな現場の実態等を調べさせていただきましたけれども、可能であれば今年も引き続きやれればと考えております。

さらに、二番目の公共事業評価の点検活動につきましては、先ほど御説明がありましたように、類似のものという観点から見ておりまして、これまでは、例えば港という類似性で見たりしましたが、今年は水というような観点で、こちらにつきましても、現場のいろ

いろな実態や問題等を把握することで、恐らく、我々のほうでもいろいろ勉強になることがあるかと思いますので、そういったことにつきましても、時間の許す範囲で試みたいと思っております。

以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質問、御意見がございましたらお願いします。薄井委員、どうぞ。

(薄井委員) 規制評価ワーキング・グループの関係で田辺臨時委員にお伺いしたいのですが、大変難しいテーマをきちっと詰めておられるなということで敬意を表しつつ、やはり規制の問題というのは、国際的な規制と、それから国内の規制があって、両方でどういうふうな適合性があるのかとか、あるいは、今は必ずしもリンクしていないけれども、将来、国際的な規制が国内に適用される可能性があるのであれば、先ほどのフォワードルッキングじゃないけれども、それをどういうふうに取り組んでいったらいいのかと、そういう観点もあろうかと思うのですが、もし御見解があればお伺いしたいと思います。

(田辺臨時委員) 特に規制に関しましては、規制の国際的なハーモナイゼーションというのが進行していることは確かでございますので、国際的な規制の流れと、それから国内の方での規制の流れというのをどういうふうにタイアップしつつ考えていくのかというのは、課題であると思っております。前回のガイドラインの中では、特に国際的な技術水準みたいなものに関しましては、もうその専門家の国際会議で議論されて、それを国内に落としていくだけありますので、落としていったところに関して、ぎりぎり詰めていくということはあまりせずに、簡易な形で対応できるような評価フレームの方に変えていったところがございます。

他方、国際法とか国際条約で決まったものを、更に国内法に落とし込んでいくと、その際に幾つか越えなければいけない、特に企業に対してかなり過大な投資をして対応していただかなければならないというようなものに関しましては、やはりコンプライアンス・コスト等を明らかにして、これは必要なのだということをディフェンスする必要がありますので、そちらの方は必ずしも簡易的な方法ではなく、きちとした形で規制の評価というのに取り組むというのが、基本的なスタンスでございます。

ただ、やはり国際と国内が、薄井委員が御指摘のように非常に密接にリンクしておりますし、国内の方に適用されるステップというのが非常に速くなっておりますので、こうい

う規制評価においても、それに十分対応できるような形で取り組むよう、全体の質を向上させていかなければならないと認めているところでございます。

(薄井委員) ありがとうございます。

(岡会長) ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

私からも一つ、堤専門委員が力説されておられた、現地へ行って実態把握をするというのは大変よいことだと思います。ぜひそのような方向で進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもって本日の議事は全て終了いたしました。

最後に、今後の審議日程について、事務局からの説明をお願いいたします。

(楠原企画課企画官) 次回の審議会ですけれども、第13回政策評価審議会は、11月19日月曜日の15時から17時で開催をさせていただきます。なお、17回の政策評価制度部会と併せて開催を予定しております。よろしく願いいたします。

(岡会長) それでは、以上をもちまして、第12回政策評価審議会と第17回政策評価制度部会の合同会合を閉会いたします。本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。